







5 ゴミ

☎ 住民税務課（上湧別庁舎） ☎ 2-5863


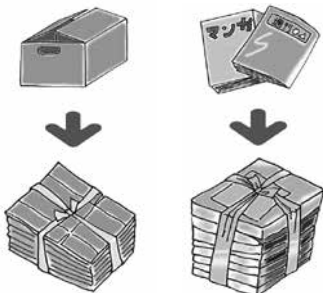

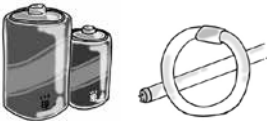
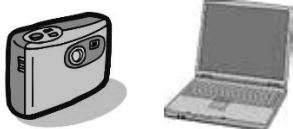


「燃やすゴミ」「燃やさないゴミ」は、指定袋に入れてください。
 「資源ゴミ」は、任意の透明袋に入れ、段ボールなどは縛ってください。黒い袋や段ボール箱では捨てられません。

● ゴミの分け方・出し方

【ゴミの回収拠点】 ゴミの回収拠点は、お住まいの地域やゴミの種類によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

区分	内容	出し方
燃やすゴミ	生ゴミ、紙くず、木箱、布類、皮製品、草木類（土のついた草木は「燃やさないゴミ」）、たばこの吸殻など 	<ul style="list-style-type: none"> 生ゴミは、水切りをしてください。 45 リットルのゴミ袋に入らないものは「粗大ゴミ」となります。 指定袋に入れてください。
燃やさないゴミ	ビニール、せともの、金属類、ガラス、陶磁器類、スプレー缶、貝殻など 	<ul style="list-style-type: none"> 刃物や割れ物は紙などで包み、「危険」「割れ物」などと表示してください。 スプレー缶は完全に使い切ってください。 45 リットルのゴミ袋に入らないものは「粗大ゴミ」となります。 指定袋に入れてください。
資源ゴミ	空き缶 飲料缶、缶詰缶、のり・菓子缶など 	<ul style="list-style-type: none"> 異物を取り除き、中を水洗いしてください。 ペットボトルのフタとラベルや、びんのフタは外してください。 発泡スチロールのラベルは剥がしてください。 透明または半透明のゴミ袋に入れて、回収拠点に出してください。 汚れの落ちない物は「燃やさないゴミ」として捨ててください。
	空きびん 酒びん、ドリンクびん、調味料びんなど 	
	ペットボトル 飲料用・調味料などのペットボトル（フタとラベルは「プラスチック」） 	
	発泡スチロール トレイ類、カップ麺の容器類、魚箱など 	

5 4 3

区分	内容	出し方
プラスチック製 容器包装類	パック類、トレイ類（発泡スチロール製以外）、カップ・キャップ類、プラスチック製ボトル、ネット類など 	<ul style="list-style-type: none"> 異物を取り除き、中を水洗いしてください。 透明または半透明のゴミ袋に入れて、回収拠点に出してください。 汚れの落ちない物は「燃やさないゴミ」として捨ててください。
段ボール・ 新聞・雑誌	家電製品の箱、野菜・果物箱など 新聞、チラシ、雑誌、本 	<ul style="list-style-type: none"> 紐で+文字に縛ってください。 ガムテープや留め金は、取り除いてください。 ※子ども会でも資源回収を行っていますので、ご協力ください。
紙パック	牛乳パック、ジュース類の紙パックなど （内側がアルミ箔のものは「燃やさないゴミ」） 	<ul style="list-style-type: none"> 中を洗い、開いて乾かしてください。 紐で+文字に縛ってください。
乾電池・蛍光管	乾電池、蛍光管 	<ul style="list-style-type: none"> 蛍光管、電球は割れないようにケースに入れて、公共施設や協力店などの回収拠点に出してください。
小型家電製品	電話機、パソコン、ゲーム機器、デジカメなどの小型家電で、回収ボックスに入るもの（縦30cm×横30cm×長さ50cm以内） 	<ul style="list-style-type: none"> 家電製品に保存されている個人データは消去してから、町内3カ所（役場上湧別庁舎・湧別庁舎、文化センターTOM）に設置されている回収ボックスへ入れてください。
粗大ゴミ	家具類、布団類、自転車、カーペットなど 45リットル指定袋に入らない大型の物 	<ul style="list-style-type: none"> 年3回の粗大ゴミ収集日に回収拠点に出してください。
町で処分できないゴミ	家電リサイクル製品（冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機、テレビ、エアコン）、タイヤ、バッテリー、ガソリン、灯油、廃油、消火器、薬品、農薬、オートバイ、プロパンガスボンベなどや産業廃棄物は、町で処理できませんので販売店等にご相談ください。 	

資源

5
11

●ゴミの収集日

それぞれの収集日の『午前8時』までに排出してください。

湧別地区	燃やすゴミ	燃やさないゴミ	資源ゴミ	
			空き缶・紙パック・プラスチック類・発泡スチロール	空き瓶・ペットボトル・新聞紙・段ボール・雑誌・乾電池
港町・曙町 緑町・栄町 錦町	毎週「月曜日・木曜日」	毎月「第2・4土曜日」	毎月「第1・3水曜日」	毎月「第2・4水曜日」
川西・信部内 緑蔭	毎週「水曜日」	毎月「第2・4金曜日」	毎月「第1・3木曜日」	毎月「第2・4木曜日」
登栄床	毎週「金曜日」	毎月「第2・4水曜日」		
東・福島	毎週「火曜日」	毎月「第2・4金曜日」	毎月「第1・3土曜日」	毎月「第2・4土曜日」
芭露・上芭露 東芭露・西芭露				
志撫子・計呂地	毎週「金曜日」	毎月「第2・4水曜日」		

上湧別地区	燃やすゴミ	燃やさないゴミ	資源ゴミ	
			空き缶・空き瓶・発泡スチロール・プラスチック類・ペットボトル・乾電池	段ボール・新聞紙・雑誌・紙パック・蛍光灯
旭・5の3 5の2	毎週「水曜日」	毎月「第2・4金曜日」	毎月「第2・4土曜日」	毎月「第3火曜日」
東町・北町 中町・南町	毎週「月曜日・木曜日」	毎月「第2・4水曜日」	毎月「第2・4・5土曜日」	
5の1	毎週「火曜日」	毎月「第1・3水曜日」	毎月「第1・3・5土曜日」	
上湧別屯田市街地	毎週「火曜日・金曜日」		毎月「第1・3土曜日」	
4の3・4の2 4の1・開盛	毎週「火曜日」			
富美・上富美 札富美	毎週「水曜日」	毎月「第1・3金曜日」		

●ゴミ収集・処理料金

種別		手数料	備考	
収集運搬	燃やすゴミ・燃やさないゴミ (指定袋)	10リットル	20円/枚	
		15リットル	30円/枚	
		30リットル	60円/枚	
		45リットル	90円/枚	
粗大ゴミ (指定シール)	1m未満	200円/枚	町内の各商店で購入	
	1m以上 2.5m以下	400円/枚		
直接搬入	上湧別廃棄物処理場 への自己搬入ゴミ (直接搬入券)	軽自動車・普通乗用車	500円/台	町内の各商店で 事前に直接搬入 券を購入してく ださい。
		軽トラック・ライトバン	1,000円/台	
		最大積載量 1t 以下の車両	2,000円/台	
		最大積載量 1t を超え 2t 以下の車両	3,000円/台	
		最大積載量 2t を超え 4t 以下の車両	6,000円/台	
		最大積載量 4t を超え 6t 以下の車両	10,000円/台	
最大積載量 6t を超える車両	12,000円/台			
遠軽町清掃センターへの自己搬入ゴミ		30円/10kg	センターでお支払いください。	



●上湧別廃棄物処理場（燃やさないゴミ・粗大ゴミ）

- ・開設期間 年間を通して利用できます。
- ・開設日 毎週火・土・日曜日
※年末年始（12月31日～1月4日）とお盆（8月15日～16日）を除く
- ・開設時間 午前9時～午後4時
- ・料金 車の種別により、500円～12,000円の料金がかかります。（8ページ参照）
※指定ゴミ袋に入れている場合は、料金はかかりません。

投棄できるゴミ	燃やさないゴミ	プラスチック・ビニール類、せともの・陶磁器・ガラス類、金属類
	粗大ゴミ	金属類、ガラス類、繊維類、プラスチック類、ゴム・革類など
投棄できないゴミ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物で、法律で定められているゴミ
	資源ゴミ	空き缶・発泡スチロール・紙パック・空きびん・ペットボトル・段ボール・プラスチック類・新聞・雑誌
	リサイクル家電製品	冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・テレビ・エアコン
	特殊なゴミ	爆発性・毒性・感染性の恐れのあるゴミ

- ・連絡先 ☎2-4211

●遠軽町清掃センター（燃やすゴミ）

- ・開設期間 年間を通して利用できます。
- ・開設日 月曜日～土曜日
※年末年始（12月31日から1月3日）を除く
- ・開設時間 午前9時～午後5時
※正午～午後1時を除く
- ・料金 10kgあたり30円
※指定ゴミ袋に入れている場合は、料金はかかりません。

投棄できるゴミ	燃やすゴミ	生ゴミ類、紙くず、布類、草・木類、革製品
投棄できないゴミ	産業廃棄物	事業活動に伴って生じた廃棄物で、法律で定められているゴミ
	資源ゴミ	空き缶・発泡スチロール・紙パック・空きびん・ペットボトル・段ボール・プラスチック・小型家電製品
	リサイクル家電製品	冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・テレビ・エアコン
	特殊なゴミ	爆発性・毒性・感染性の恐れのあるゴミ

- ・連絡先 ☎0158-42-3579

●生ゴミ処理機購入費補助

町では、家庭で簡単に生ゴミを処理できる「電気式生ゴミ処理機」の購入費の一部を助成しています。助成対象と助成額は次のとおりですので、扱いにくい生ゴミの減量と再利用にご活用ください。

助成対象	町内に住所を有し、居住している方（事業所を除く）
対象機器	乾燥式、消滅式などの家庭用電動生ゴミ処理機で、メーカーや設置場所は問いません。
購入先	町内の販売店から購入したものが対象です。
助成額	購入費（諸経費を除く）の1/2以内（1台につき25,000円を限度）
助成台数	1世帯に1台とし、同居世帯は1世帯とみなします。 ※助成を受けた方は、5年間同一の助成を受けることができません。
申請等	申請書は、役場・出張所・販売店にあります。

不法投棄は絶対にやめましょう！

人目に付かない場所への悪質な不法投棄が後を絶ちません。

不法投棄は犯罪であり、景観を損ねるのはもちろん、水質や土壌など環境への影響も心配されます。

町では町民・事業者の皆さんとも協力しながら、不法投棄されたゴミの回収に取り組んでいます。悪質な場合には手掛かりを探し出して、警察とも連携して厳しく指導し、検挙しています。

湧別町の豊かな自然やきれいな町並みを守るため、これからも町民、事業者の皆さんのご協力をお願いします。

<法律に違反した場合は…>

5年以下の懲役もしくは1千万円（法人の場合は3億円）以下の罰金、またはその両方が科されます。

